

「特別支援教室構想」について

1. 構想の概要

「LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍し、教員の適切な配慮、チーム・ティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導などの工夫により通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別の指導を受ける教室」として、平成15年の有識者会議の提言を受け、17年の中教審答申において構想として示されたもの。具体的な形態が3パターン例示されている。

○特別支援教室Ⅰ

ほとんどの時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。

○特別支援教室Ⅱ

比較的多くの時間を通常の学級で指導を受けつつ、障害の状態に応じ、相当程度の時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態。

○特別支援教室Ⅲ

一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態。

※ その際、いかなる形態の特別支援教室をどのように配置していくかについては、地域の実情、個々の児童生徒の障害の状態、適切な指導及び必要な支援の内容・程度に応じ、柔軟かつ適切に対応することが重要。

2. モデル事業等による実践

平成17年度から実施された「特別支援教育支援体制推進事業」において、平成16年12月1日に中教審から公表された「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（中間報告）」を踏まえ、特別支援教室構想の実現に向けた先導的な取組として、特殊学級（当時）や通級指導教室の弾力的な運用に関する実践研究が行われた。また、研究開発学校の制度を使った特別支援教室の運営の試みも見られるなど、各地域においては、通級による指導と特別支援学級の活用を組み合わせることなどにより、特別支援教室構想についての実践が積み重ねられてきた。

いずれも、通常の学級に在籍しつつ、特別なニーズに対応した指導も含めて、原則として在籍する学校において教育を行うという基本的な枠組みが含まれている（cf. 特別支援学級や通級指導教室は必ずしも全校に設置されているわけではない）。

＜実践例＞ 宮城県仙台市立小松島小学校における「特別支援教室構想」運用

- 従来の特別支援学級在籍児童を含めたすべての児童が通常学級に所属した上で、①一人ひとりの障害等に応じた指導・支援を行う「特別支援教室」を設置するとともに、②通常の学級での授業づくりを実施
- 特別支援教育コーディネーター2名体制を組み、ケース会議を定期的を実施。児童の実態を確実に把握し、支援開始後も支援の量や内容の変更、所属学級での個別の支援への変更等を検討
- 「特別支援教室」における指導・支援内容；
 - ① 障害の特性に応じた指導・支援（B支援）
→ 特別支援教室Ⅰ、またはⅡに相当
 - ② 情緒の安定、学習に向かう素地形成や学力の補充・対人関係、社会的な対応力向上のための指導・支援（A支援）
→ 特別支援教室Ⅱ、またはⅢに相当
 - ③ 所属学級における支援（個別の配慮を要する児童への指導・支援を想定した支援の類型化や、温かな雰囲気醸成に着目した学級づくり）
- 支援日程；ケース会議での決定を受け、個別の指導計画と個別の時間割を作成。「特別支援教室」の時間割を先に決め、所属学級に合わせてもらうことで、指導内容に合わせた時数やメンバー構成を維持

3. 期待される効用と課題

24年の中教審報告においては、特別支援教室構想についての実践などを踏まえ、以下のように指摘されている。

＜導入によるメリット＞

- ・ 対象児童生徒について、個別的な指導・支援を受けたことにより、「学習に対する興味・関心、意欲が高まった」、「学習態度が身に付いた」、「学習への集中が持続するようになった」などの効果があった
- ・ 教員が通常の学級での授業づくりや集団づくりの重要性に気付き、障害のある児童にとって学びやすい授業、生活しやすい学級がすべての児童によっても学びやすい授業、生活しやすい学級であることが実践的に確認できた

- ・ 築かれた校内体制が、対象となる障害のある児童だけでなく、不登校にある児童、いじめや反社会的行動をしている児童、心的ストレスの大きかった児童などにも有効であった

<課題>

- ・ 通級による指導や特別支援学級担当の教員の十分な配置がなければ特別支援教室構想に沿った学級の運営が困難
- ・ 知的障害のある児童生徒については学年が上がるにつれて当該学年で求められる学習の理解が難しくなる
- ・ 特別支援教室構想を担うと考えられる特別支援学級の教員の専門性が課題となっている現状において、特別支援教室構想を進めることは、教員の専門性が担保されないままで十分に機能を果たすことができるか
- ・ 各学校における特別支援教室構想における校内体制の構築等はいかにあるべきか